平成２９年（フ）第７１５号
埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目３番21号　リバーサイドハイツＢ棟２号室
債務者　橋本　　勇
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７１６号
埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目３番21号　リバーサイドハイツＢ棟２号室
債務者　橋本久美江
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７１９号
埼玉県所沢市大字山口1998番地の15、前住所埼玉県飯能市美杉台２丁目20番地３　コスモハイツ美杉台202
債務者　保原　咲佳（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２号
千葉県館山市作名407番地
債務者　鈴木　正美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４９号
千葉県南房総市千倉町北朝夷243番地３
債務者　青木　　茜
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４６１号
静岡県熱海市咲見町７番33号　ユニオンビル415、前住所静岡県熱海市東海岸町９番11号
債務者　早坂　　良
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４６２号
静岡県熱海市東海岸町９番11号
債務者　早坂　和子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地県営高雄住宅２棟303号
債務者　鈴木キヌ子（旧姓岡留・花**橋**）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１６５号
京都市南区唐橋芦辺町５番地　市営住宅１－506
債務者　井津　達也
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６６号
京都府京田辺市草内五ノ坪38番地５
債務者　岡崎　亜美（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９５号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島３棟306号
債務者　伊藤　　伸
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９６号
京都市伏見区深草西川原町36番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ａ421号室
債務者　中村義幸こと　車　　守太
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２６号
京都府城陽市寺田北山田26番地の７　ラフィーネ城陽駅前304号
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２８号
京都市南区久世上久世町496番地６
債務者　山添　純基
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９８号
京都市伏見区下鳥羽中三町17番地　メゾン松永　102号室
債務者　片山　　勉
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
京都府船井郡京丹波町下山ユリ３番地43
債務者　豊　　久子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
京都府亀岡市大井町かすみケ丘７番13号
債務者　林　　義貴
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係